

## 第5章 計画の推進・進行管理

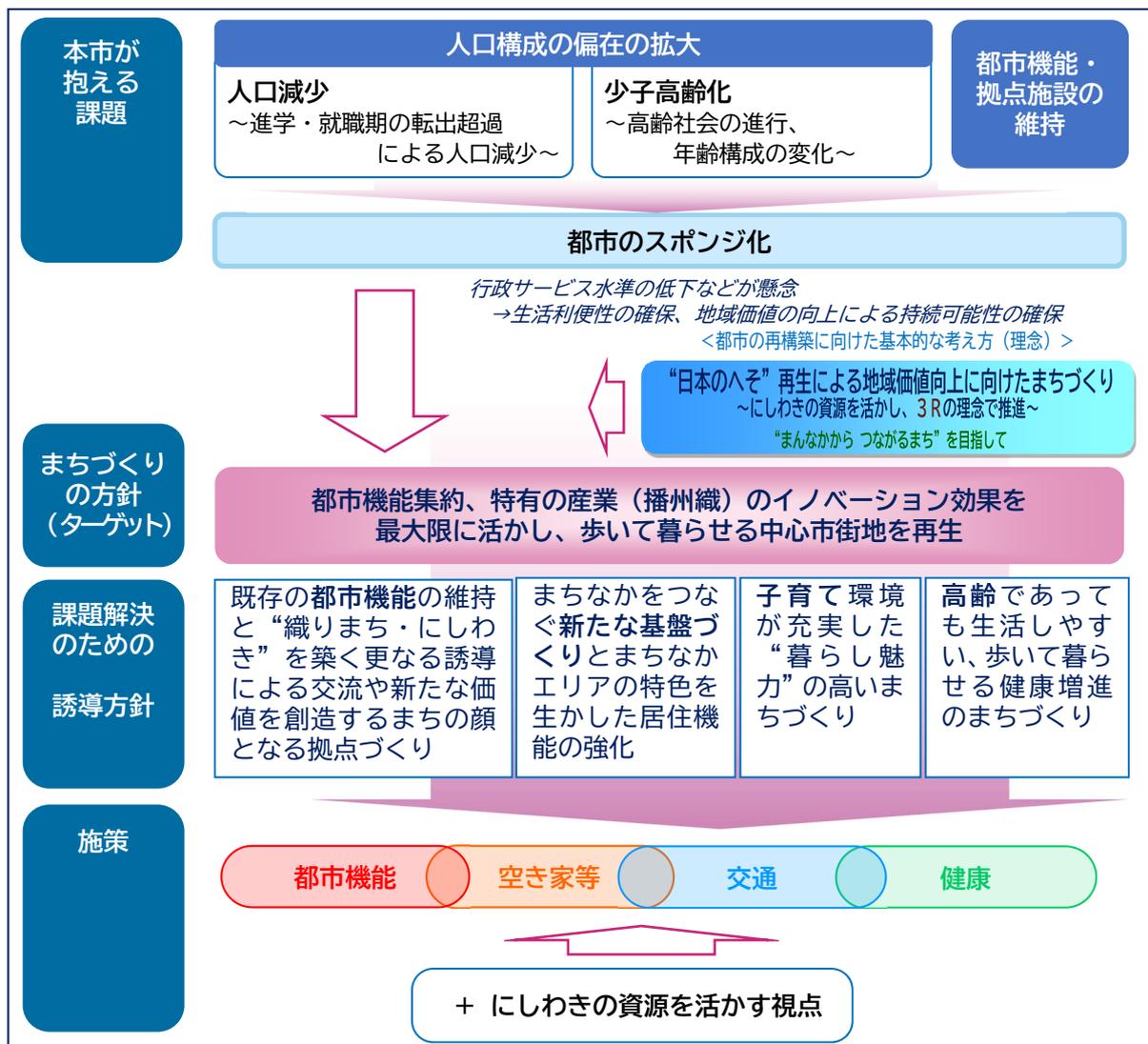
### 1 居住及び都市機能の維持・誘導を図るための施策

#### 1) 誘導施策

立地適正化に向けたまちづくりの実現に向け、施策間連携を図りつつ、居住及び都市機能を維持・誘導するための施策を講じていきます。

誘導施策は、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」や、人口減少を克服し地方創生を目指す「西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほか、公共交通や公共施設などの他分野の関連計画を踏まえて設定するものであり、本市が独自に講ずる施策、国の支援を受けて本市が行う施策、国が直接行う施策があり、本計画においては、基本方針を踏まえ、次のように定めます。

#### ■課題解決のための施策の考え方



## ○居住及び都市機能誘導区域における誘導施策

居住誘導及び都市機能誘導に関する基本方針を実現するため、居住及び都市機能を維持・誘導するための施策、その目的・概要を次に示します。

### ■誘導方針

- 既存の都市機能の維持と“織りまち・にしわき”を築く更なる誘導による交流や新たな価値を創造するまちの顔となる拠点づくり
- まちなかをつなぐ新たな基盤づくりとまちなかエリアの特色を生かした居住機能の強化
- 子育て環境が充実した“暮らし魅力”の高いまちづくり
- 高齢であっても生活しやすい、歩いて暮らせる健康増進のまちづくり

### ■誘導施策

○：対象、－：対象外

誘導するための施策 (目的・概要)		居住誘導区域		
		都市機能誘導区域		左記以外
		A	B	
都市機能	<p><b>公共施設の複合化による都市機能を拠点エリアへ集約整備</b></p> <p>【目的】暮らしやすさの確保とあわせ、機能集約による財政負担の軽減を図る。</p> <p>【概要】地域の活性化や交流促進、健康増進活動の支援や文化芸術活動をはじめとする幅広い市民交流の場となり、雇用創出などに資するような市民交流施設（機能集約を備えた複合施設）を維持する。</p> <p>子育て・教育機能が集積する拠点施設を維持する。</p>	○	○	－

○：対象、－：対象外

誘導するための施策 (目的・概要)		居住誘導区域		
		都市機能 誘導区域		左記 以外
		A	B	
空き家等	<b>空き家・空き店舗の活用</b> 【目的】既存ストックのリノベーションによる良好な居住・生活空間の創出、ビジネスユースの促進を図る。 【概要】空き家等活用に係る補助制度（重点配分）を検討し、誘導区域への居住・都市機能誘導を促す。 ※参考：現行制度「西脇市空き家活用支援事業補助金」	○	○	○
	<b>空き家・空き地等取引の仲介</b> 【目的】既存ストックの活用による良好な居住空間の創出を図る。 【概要】空き家バンクの活用により、居住誘導を促す。	○	○	○
	<b>低未利用地の有効活用</b> 【目的】密集市街地の改善により、良好な居住空間の創出を図る。 【概要】「低未利用地土地権利設定等促進計画」の策定を検討し、狭小敷地の一体利用の促進を図る。	○	○	○
交通	<b>利便性の高い公共交通網の形成</b> 【目的】まちなかの都市機能間、まちなかと地域間のネットワーク化により、移動の円滑化を図る。 【概要】ループバス、デマンド型交通乗合タクシーなどの利用促進を図る。併せて、利用しやすい公共交通サービスの充実を図る。 ※「西脇市地域公共交通計画」との連携	○	○	○
健康	<b>歩行空間の整備</b> 【目的】誘導施設へのアクセス向上と健康増進に資する歩行空間のネットワークを創出する。 【概要】整備重要路線において、歩行空間の整備を行う。また、ウォーキングコースの整備を行う。	○	○	○

○：対象、－：対象外

誘導するための施策 (目的・概要)		居住誘導区域		
		都市機能 誘導区域		左記 以外
		A	B	
その他	<b>道路の整備</b> 【目的】 まちなか区域の主要幹線道路及び生活道路の整備により、公共交通路線の交通流の円滑化を図る。 【概要】 市民交流施設などの誘導施設周辺の道路整備を行う。	○	○	○
	<b>区画整理等による居住機能の強化</b> 【目的】 魅力ある市街地づくりを図る。 【概要】 (都)和布郷瀬線(通称：南北道路)沿道地区において、面整備手法を活用したまちづくりを進める。茜が丘において、若者や子育て世帯に対する移住定住促進を図る。	○	○	○
	<b>公共空間の創出</b> 【目的】 ゆとりある公共空間の確保を図る。 【概要】 建替時のセットバックや空き地活用によりパブリックスペースを充実させる。	○	○	○
	<b>若者向けの学び場、人材育成の場の創出</b> 【目的】 基幹産業(播州織)のブランド化 【概要】 素材産業からの脱却を図り、製品化までを一貫して行い播州織のブランド化に資するため、デザイナーなどの誘致、育成へつなげる場の創出	○	○	－
	<b>国の支援の活用</b> 【目的】 誘導施設の建設に伴う負担軽減 【概要】 誘導区域外から区域内への事業用資産の買替特例(課税繰延べ)などの誘導施設に対する税制上の特例措置  一般財団法人民間都市開発推進機構(MINTO機構)による金融上の支援措置	○	○	－

## 2) 公共交通ネットワークに関する施策

本市では、「第2次西脇市都市計画マスタープラン」において、土地利用計画や道路など都市づくりの基本的な方向性を示しています。交通施設の方針としては、①円滑で快適な道路交通ネットワークの形成、②計画的な道路整備の推進、③人にやさしい道路空間の整備促進、④公共交通及び交通結節機能の強化を掲げています。

本計画に掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現においては、鉄道、路線バス、コミュニティバスをはじめとした公共交通が「ネットワーク」を担う重要な移動手段であり、まちなかの移動の円滑化や交通拠点の強化を図る上でも、公共交通ネットワーク全体の強化が、コンパクトな都市の実現に必要となってきます。

以上の点を踏まえ、「第2次西脇市都市計画マスタープラン」における交通施設の方針を踏まえつつ、本計画で掲げる将来都市構造を実現するため、「西脇市地域公共交通計画」などに基づく公共交通施策と連携した取組を検討し、展開していきます。

## 3) 公的不動産の活用方針

都市機能の維持・誘導、そして充実に当たって、比較的小さな市街化区域に居住及び都市機能がコンパクトに集積する本市においては、まとまった一定規模の用地の確保が課題といえます。また、都市機能の誘導に当たっては、公共によるものだけでなく、民間の力を活用し、公民連携で推進することが望まれます。

既存の公的不動産や、施設の複合化などによって新たに生み出される公的不動産の活用にあたっては、将来を見据えた適正な公共施設の配置を進めていく必要性から、「西脇市公共施設等総合管理計画」とも連携・整合を図り、民間の力を活用した公的不動産の有効活用を図ります。

#### 4) 低未利用地の有効活用と適正管理のための指針

本来、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、有効に利用されていない空き地、空き家、空き店舗、工場跡地などの未利用地や、周辺の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い駐車場などの低利用地は、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要です。

本市では、市内全域の全ての空き家などを対象として、活用及び除却への支援や適正管理についての施策を「西脇市空家等対策計画」で定めているところです。

これらの取組を踏まえ、特に居住誘導区域内では適切な管理を促します。また、複数の土地の利用権などの交換・集約、区画再編を通じて、低未利用地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用地の地権者などと利用希望者とを行政がコーディネートすることなども今後検討します。都市機能誘導区域内では、管理だけでなく都市機能誘導区域にふさわしい利用についても促します。

そこで、低未利用地の有効活用と適正管理のための指針などを次のように定めます。

##### ■低未利用土地利用等指針

種 別	指 針
利用指針	<p>【都市機能誘導区域内】 オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設などの利用者の利便性を高める施設としての利用を推奨すること。</p> <p>【居住誘導区域内】 リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合などによる利用を推奨すること。</p>
管理指針	<p>【空き家】 定期的な空気の入れ換えなどの適切な清掃を行うこと。</p> <p>【空き地等】 雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄などを予防するため、柵の設置などによる適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと。</p>

■低未利用土地権利設定等促進事業区域など

項目	内容
低未利用土地権利設定等促進事業区域	居住誘導区域
低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項	促進すべき権利設定等の種類 ：地上権、賃借権、所有権など 立地を誘導すべき誘導施設など ：都市機能誘導区域における誘導施設 居住誘導区域における住宅など

5) 立地誘導促進施設協定に関する事項

■立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項

居住者などの利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権などを有する者は、次の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。

【種類】

広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設などであって、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導促進に資するもの

■立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域

項目	内容
立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域	居住誘導区域

## 2 届出制度

居住機能及び都市機能の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法の規定に基づき、次のとおり届出が必要となります。

なお、届出は次頁の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、原則としてこれらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。届出内容に支障がある場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。また、届出義務については本計画の公表時から発生します。

さらに、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。当該措置は、既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて対処する機会を確保するためのものです。

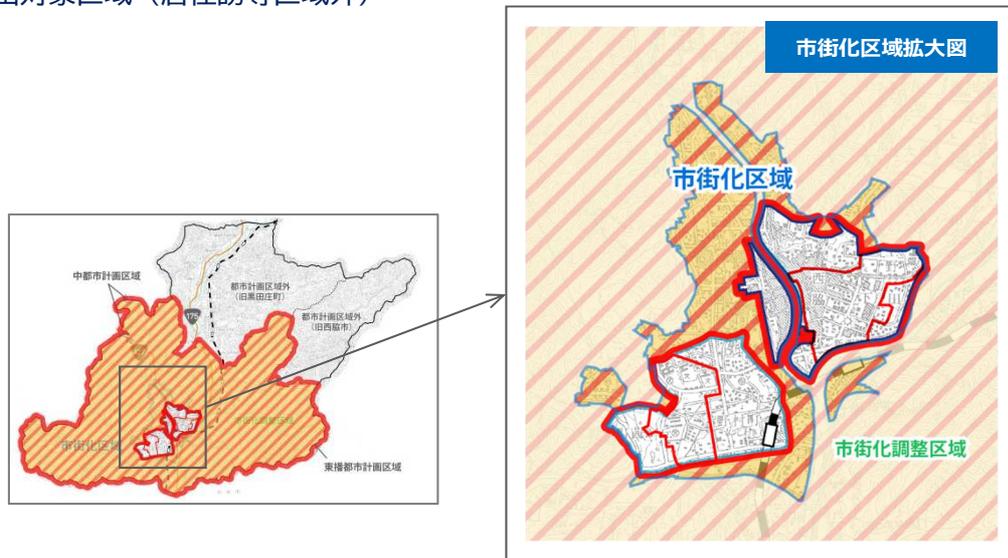
## 1) 居住誘導区域外

### ■住宅の建築などに係る届出（都市再生特別措置法第88条）

○居住誘導区域外における住宅開発などの動向を把握するため、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に届出が必要

○開発行為	○建築等行為
<p>① <u>3戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為</p> <p>② <u>1戸又は2戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、その規模が <u>1,000 m<sup>2</sup>以上</u>のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300 m<sup>2</sup> 1戸の開発行為  届</p> <p>800 m<sup>2</sup> 2戸の開発行為  不要</p>	<p>① <u>3戸以上の住宅</u>を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など①とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

### ■届出対象区域（居住誘導区域外）



※開発・建築行為を行おうとする区域・敷地の全部が区域外にある場合は、届出対象

## 2) 都市機能誘導区域外

### ■誘導施設の建築などに係る届出（都市再生特別措置法第108条）

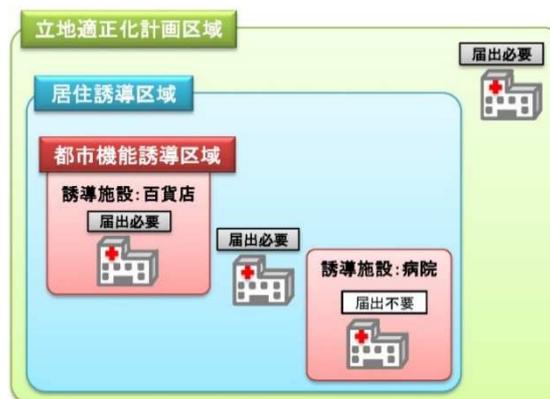
○都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に必要

#### ○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### ○建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

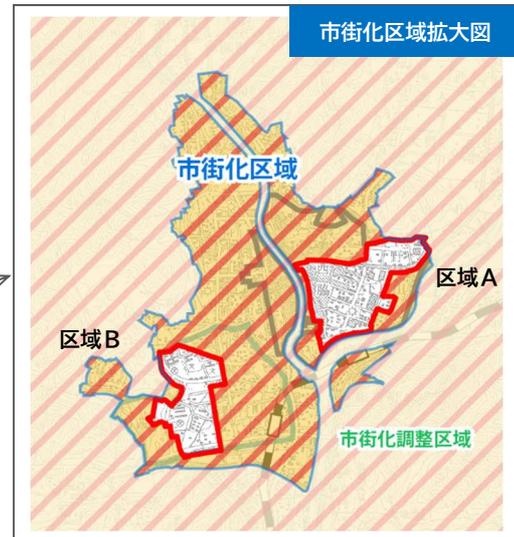
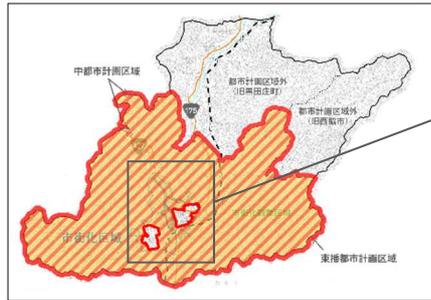


### ■届出の対象となる施設及び区域

届出対象施設		届出が不要な区域	届出が必要な区域
交流施設	市民交流施設	都市機能誘導区域A 都市機能誘導区域B	
文化施設	図書館	都市機能誘導区域B	
行政施設	市役所本庁舎	都市機能誘導区域A	
医療施設	病院	都市機能誘導区域A	
福祉施設	地域包括支援センターなど	都市機能誘導区域A	
子育て支援施設	放課後児童健全育成施設	都市機能誘導区域B	
	児童厚生施設	都市機能誘導区域B	
商業施設	商業施設Ⅰ 健康増進に資する施設	都市機能誘導区域A	
	商業施設Ⅱ 日常買回りの購入が可能な施設	都市機能誘導区域A	
教育施設	教育施設Ⅰ 地域の産業振興に資する大学サテライト、専修学校、ラボなど	都市機能誘導区域A 都市機能誘導区域B	
	教育施設Ⅱ 高等学校、中学校、小学校	都市機能誘導区域B	

■都市機能誘導区域A及び都市機能誘導区域B以外の届出対象

○下図及び右図の着色のエリアで、市民交流施設、地域の産業振興に資する大学サテライトなどの開発又は建築などを行う場合



■都市機能誘導区域A以外の届出対象

○下図及び右図の着色のエリアで、市役所本庁舎、地域包括支援センターなど、病院、商業施設の開発又は建築などを行う場合



■都市機能誘導区域B以外の届出対象

○下図及び右図の着色のエリアで、図書館、教育施設（高等学校、中学校、小学校）、子育て支援センターの開発又は建築などを行う場合



※開発・建築行為を行おうとする区域・敷地の全部が区域外にある場合は、届出対象

### 3 計画の評価方法及び管理

立地適正化に関する基本方針の実現に向けた目標を定量化する「評価指標」を設定します。また、評価指標は進捗管理のための「目標値」を設定します。

#### 1) 評価指標（目標値）の設定

本計画における目標値を次のとおり整理します。

##### 【本計画における評価指標と目標値（策定当初）】

基本方針を踏まえて実施する施策の効果により、利便性が高く生活しやすい居住環境が創出されます。そこで、その達成状況を把握する評価指標を設定します。目標値は、現状すう勢で人口密度の低下が推測される中、現在の「市街化区域内の人口密度」を「居住誘導区域内」で確保するものとして次の人口密度を設定します。

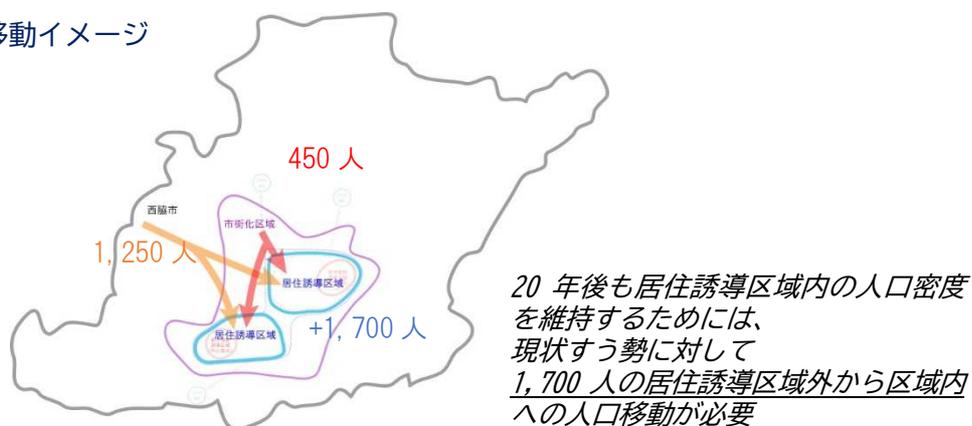
##### ■ 目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値※1	推計値※2	目標値	現状値
	平成 27(2015)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
居住誘導区域内の人口密度	32.1 人/ha (市街化区域内)	約 17%減 26.5 人/ha (居住誘導区域内)	約 21%増(対推計値) (現状の維持) 32.1 人/ha (居住誘導区域内)	33.1 人/ha

※1 H27 年国勢調査人口を基に算出

※2 現状すう勢（施策を講じない場合）の将来人口推計で、H22 年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社人研にて公表されている要因を加味し 100mメッシュごとに推計して算出

##### ■ 【参考】人口移動イメージ



##### 【本計画における評価指標と目標値（今回）】

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

**【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／都市機能・居住の一定エリア内維持（策定当初）】**

都市機能の維持並びに居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、当該区域のエリア価値が維持されるものと考えられます。そこで、その宅地の価値を把握する評価指標を設定します。目標値は、地価の下落を抑制する値を設定します。

**■目標値に対する現況値の評価**

評価指標	基準値※ <sup>1</sup>	推計値※ <sup>2</sup>	目標値	現状値
	平成 30(2018)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5(2023)年
都市機能誘導区域内の 固定資産税評価額（宅地）	19,100 円/㎡ （市街化区域内）	 約 35%減 12,300 円/㎡	 約 55%増(対推計値) （現状の維持） 19,100 円/㎡※ <sup>3</sup> （都市機能誘導区域内）	18,854 円/㎡ （都市機能誘導区域内）
居住誘導区域内の 固定資産税評価額（宅地）	19,100 円/㎡ （市街化区域内）	 約 35%減 12,300 円/㎡	 約 24%増(対推計値) 15,300 円/㎡※ <sup>4</sup> （居住誘導区域内）	19,207 円/㎡ （居住誘導機区域内）

※1 西脇市税務課資料により算出

市街化区域内における現況課税地目「宅地」の固定資産税評価額を課税地積で除した値

※2 市街化区域内の固定資産税評価額は、近年2%程度下落しており、これが現状すう勢で続いた場合を想定

※3 都市機能誘導区域内の1㎡当たり固定資産税評価額の平均を維持した場合

※4 居住誘導区域内の1㎡当たり固定資産税評価額の平均の下落率を現状すう勢の2%から1%に半減、減少度を緩やかにした場合

**【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／都市機能・居住の一定エリア内維持（今回）】**

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／健康増進・元気高齢者の増加（策定当初）】

毎年実施している「西脇市まちづくり市民アンケート」によると、日頃から健康に暮らしている人は、平成 24(2012)年度は 84.0%であったのに対し平成 29(2017)年度は 85.0%と微増、健康づくりのために何らかの活動・取組（ウォーキングや体操など）をしている人は平成 24(2012)年度 47.6%であったのに対し平成 29(2017)年度は 46.2%と微減しています。

介護予防などの施策とあわせて、ハード面でも健康交流機能の整備を図り、都市機能誘導施設や公共交通を便利に利用できる人の割合を増加させるとともに、歩行者が安全に通行できるような道路（歩道）整備などを通して、歩きたくなる環境整備やウォーキングコースの整備を行い、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

健康増進に関する市民の活動実態を把握する評価指標と、コンパクトシティの多様な効果のひとつである健康増進効果を把握する評価指標を設定します。目標値は、「健康日本 21（第二次）」（厚生労働省）における目標値の設定を勘案して、身体活動・運動に対する意識に市民の意識・行動を3割程度高める値で設定します。また、日常生活における歩数の増加（+1,500歩）を目指します。

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 29(2017)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5(2023)年
健康づくりのための活動・取組を行っている市民の割合	46.2% <sup>※1</sup>	—	 約3割増 (対基準値) 60%	58.5%

※1 西脇市資料（H29年度西脇市まちづくり市民アンケート）

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値
	平成 30(2018)年	令和 5(2023)年	令和 22(2040)年
歩行量（歩数）	4,500 歩/人・日	4,850 歩/人・日	 +1,500 歩/人・日 (対 H30(2018))

また、「歩く」ことが心身に及ぼす影響は多種多様といえますが、1日当たり歩行量（歩数）が1歩違うことにより年間の医療費が異なるとも言われており、「歩く」ことにより健康増進効果が期待できます。そこで、高齢者の健康増進度を把握する評価指標を設定します。目標値は、健康増進施策を通して、特に認定率の割合が高い後期高齢者の「要支援・要介護認定率」が下がる値を設定します。

■ 目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 28(2016)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5(2023)年
後期高齢者の 要支援・要介護 認定率	32.9%	—	 約 1.4%減 31.5%	32.5%

- ※1 西脇市資料（第7期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画））より実績値を採用
- ※2 健康増進施策効果として、後期高齢者認定率が、「第7期西脇市高齢者安心プラン」の成果目標毎年0.2%減少が、H31年度から後期高齢化者の増加が推測されているR7年度まで続き、そのあとR8年度以降は認定率を維持していくと仮定

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／健康増進・元気高齢者の増加（今回）】

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／公共交通（策定当初）】

まちなかの都市機能間、まちなかと地域間のネットワーク化により、公共交通の利便性が向上し、公共交通利用者の増加が見込まれることから、公共交通の利用状況を把握するための評価指標を次のとおり設定します。

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 29(2017)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
公共交通の年間の延利用者数 <sup>※1</sup>	18,090 人/年	 約 5%減 17,100 人/年	 約 35%増(対推計値) 23,000 人/年	61,373 人/年

※1 本市が運営するコミュニティバスとデマンド型交通の10月～9月の延利用者数  
基準値…H28年10月1日～H29年9月30日の実績値  
推計値…基準値×高齢者人口変動率（H29とH52の比較値：94.5%）  
目標値…推計値×35%（デマンド型交通を導入した県下の都市の利用者増加率実績を採用）

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／公共交通（今回）】

令和3（2021）年度の公共交通の再編により、策定当初から利用者が大幅に増加したことから、「西脇市地域公共交通計画」の方針と整合を図り、以下のとおり目標値を改定します。

■改定案

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	令和 5 (2023)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
公共交通の年間の延利用者数	64,927 人/年 <sup>※1</sup>	 約 5%減 <sup>※2</sup> 61,000 人/年	 約 6.5%増(対推計値) (現状の維持) 65,000 人/年	64,927 人/年

※1 コミュニティバス「おりひめバス」、ループバス「めぐりん」、デマンド型交通乗合タクシー「むすぶん」の年間利用者数（R5年4月1日～R6年3月31日の1年間の利用者数）  
※2 推計値…基準値×高齢者人口変動率（R2とR22の比較値：94.4%）

**【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／空き家（当初）】**

その他連携施策として、空き家に関する評価指標を次のとおり設定します。

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 29(2017)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
まちなか <sup>※1</sup> の 空き家解消	7戸/年 <sup>※2</sup>	—	 10戸/年 <sup>※3</sup>	16.8戸/年

※1 まちなか（中心市街地）を基本とする「居住誘導区域A」内とする。

※2 基準値…H28年10月（「西脇市空家等対策計画」策定）～H29年8月末の実績値

※3 R元年から、10戸/年の解消を目標とするため、22年間で220戸の解消が目標となります。

**【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／空き家（今回）】**

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

## 2) 目標の達成により期待される効果

各施策における目標値を達成することにより、次の効果が期待されます。

居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、都市機能の維持を図り、当該区域の地価の下落を抑制し、行政運営に必要な自主財源の確保に寄与します。

### ■効果指標と期待される効果

効果指標	目標の達成により期待される効果 <sup>※1</sup>
市税収入の 減少の抑制 (固定資産税 ・都市計画税)	22年間(H30(2018)からR22(2040))の市税収入 (現状すう勢(収入減少)の抑制)累計額約7億円 <sup>※2</sup>

※1 目標値と推計値との差、固定資産税及び都市計画税を用いて算定

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の宅地面積は、市街化区域と各誘導区域面積比を按分

※2 区域区分廃止より、累計額に変更が生じる見込みがある。

また、健康増進効果として、医療・介護費の抑制が図られ、将来の少子高齢化社会における財政負担(扶助費など)の増加の低減につながり、行政運営を健全化する支出減少に寄与します。

### ■効果指標と期待される効果

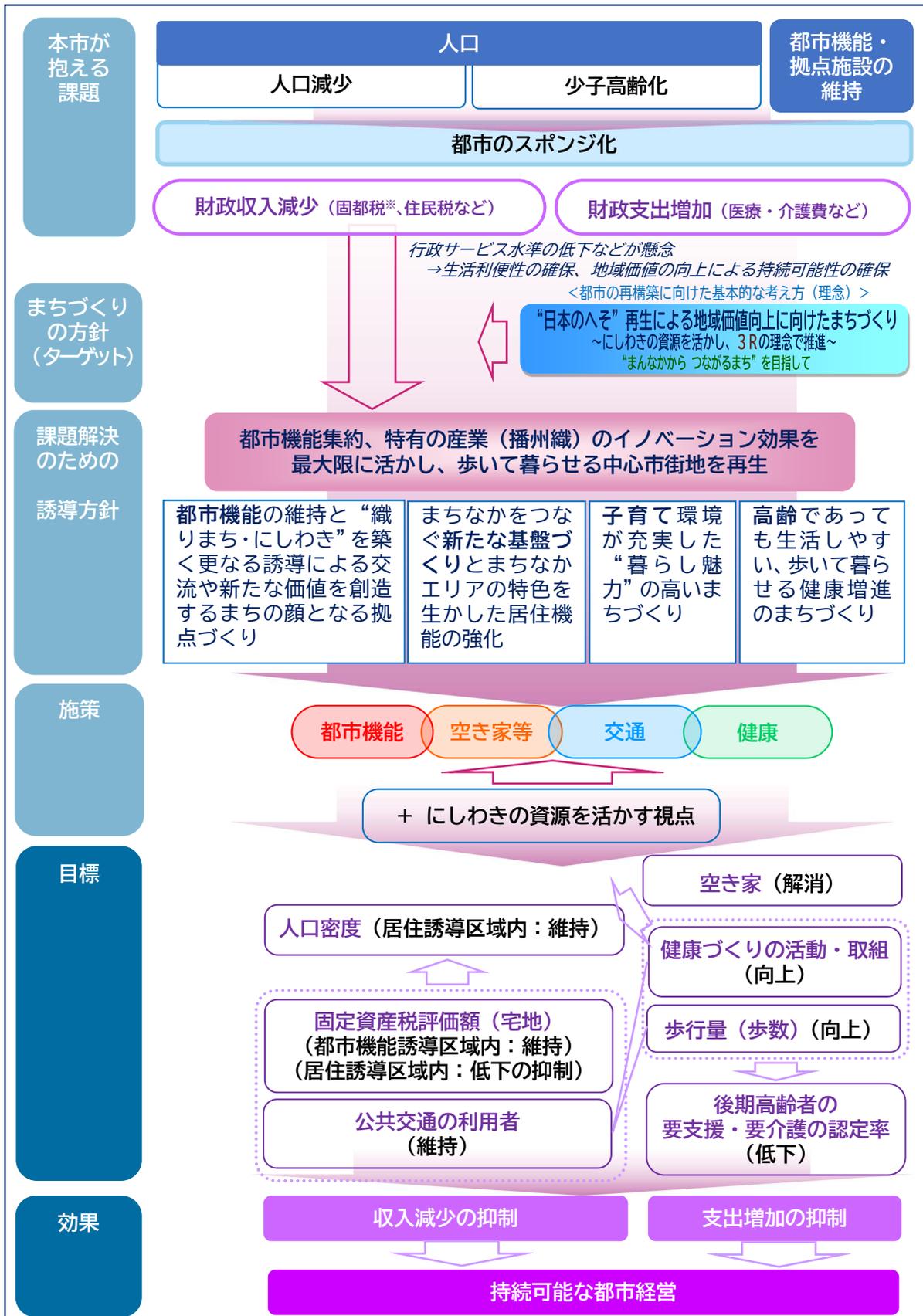
効果指標	目標の達成により期待される効果
介護保険給付費の 増加の抑制	22年間(H30(2018)からR22(2040))の介護保険給付費 <sup>※1</sup> (現状すう勢(支出増加)の抑制)累計額約5億円 (うち、市負担分約0.4億円)
医療費の増加の抑制	【後期高齢者の要支援認定率減少に伴う効果】 22年間(H30(2018)からR22(2040))の医療費 <sup>※2</sup> (現状すう勢(支出増加)の抑制)累計額約10億円 (うち、市負担分約0.8億円)
	【1日当たり歩行量(歩数)増加に伴う効果】 22年間(H30(2018)からR22(2040))の医療費 <sup>※3</sup> (現状すう勢(支出増加)の抑制)累計額約56億円

※1 本市における認定者(うち要支援)の1人当たり年間介護保険給付費実績値を用いて算定

※2 本市における認定者(うち要支援)の1人当たり年間医療費実績値を用いて総額を算定  
市負担分は、現行制度におけるおおむねの負担割合1/12を適用して算出(※1・2ともに)

※3 国の推計値である1日当たり1,500歩の歩行量(歩数)の増加により、年間3万5千円の医療費抑制効果(1人当たり年間医療費約40万7千円)を用いて算定。なお、歩行量(歩数)増加者数は、社人研推計人口に対し、40歳以上の6割の人が22年かけて1日当たり1,500歩増加を達成したと仮定

■施策による目標を達成することにより期待される効果



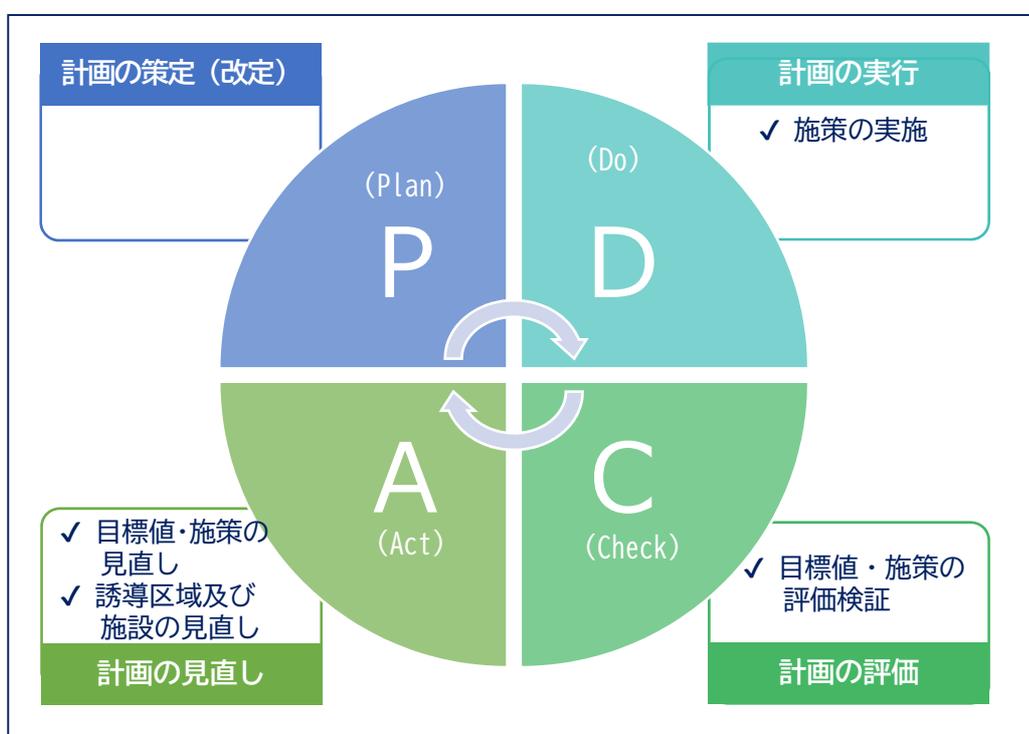
※固都税：固定資産税・都市計画税

### 3) 計画の評価方法及び管理

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しており、目標年度を令和 22(2040)年と設定しています。本計画の実現に向け、P (Plan) ⇒ D (Do) ⇒ C (Check) ⇒ A (Act) サイクルの考え方により、おおむね5年ごとを目安に、本計画で設定した目標値の達成状況の評価を行います。

計画の評価をもって、計画に見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても必要に応じ適宜改定を行います。

#### ■計画のPDCAサイクル概念図



## 参考資料

### 1 用語説明

#### あ行

##### アクションプラン

目的を成し遂げるための基本方針及び実施する具体的な行動内容を示した計画のこと。

##### イノベーション効果

技術革新によってもたらされる効果のこと。

##### SDGs

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12(2030)年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

#### か行

##### 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域のこと。

##### 基幹的市街地

都市の中心的な役割を担う地域のこと。

##### 既存ストック

整備済みの道路や公園などの都市施設や住宅などの建築物をいう。

##### 基準地価

国土利用計画法による土地取引規制の基準とするため、都道府県が毎年 1 回(通常は 7 月 1 日)公表している地価のこと。

##### 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発・助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地のこと(急傾斜地法第 3 条)。

##### 区域区分

無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化を進める区域(市街化区域)と市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に区分する制度のこと(都市計画法第 7 条)。

##### 公共交通

不特定多数の人が利用できる交通機関のこと。鉄道(地下鉄を含む。)のほか、軌道(道路に敷設される鉄道・路面電車、モノレール、新交通システムなど)、バス、タクシー、フェリー、航空機などがその代表

##### 公示地価

地価公示法に基づき、土地価格の指標を示し、適正な地価の形成を図ることを目的に、国土交通省が、毎年一回(通常は 1 月

1日)公表している地価のこと。

### **洪水浸水想定区域**

大雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

### **交通結節点**

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。駅前広場やバスターミナルなどを指す。

### **公的不動産(PRE)**

国や地方公共団体などが保有する不動産のこと。

### **国土数値情報**

国土形成計画、国土利用計画の策定等の国土政策の推進に資するために、地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGISデータとして整備したもの

### **国土数値情報(3次メッシュ)**

全国の土地利用状況について、3次メッシュ(1kmメッシュ)ごとに、各利用区分(田・畑・果樹園・森林・荒地・建物用地・幹線交通用地・湖沼・河川等)の面積を整備したもの

### **国立社会保障・人口問題研究所(社人研)**

人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている厚生労働省に所属する国立の研究機関

### **コミュニティバス**

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等において、住民の利便性向上のため、市が運行に参与している乗合バスのこと。

### **コンパクト・プラス・ネットワーク**

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

## **さ行**

### **サテライト**

英語の satellite(衛星)の音訳。転じて、本体に付属している機関や施設のこと。

### **市街化区域**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう(都市計画法第7条)。

### **市街化調整区域**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう(都市計画法第7条)。

### **消滅可能性自治体**

若年女性人口が令和2(2020)年から令和32(2050)年までの30年間に50%以上減少

すると推計される自治体のこと。

### 人口集中地区（D I D区域）

国勢調査において、都市的地域を表す指標として設定される。人口密度が40人/ha以上の基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口が5,000人以上となる地区。英語によるDensely Inhabited Districtを略してD I Dとも呼ばれる。

### 人口動態

二つの時点間の人口の変化。通常一年間の出生・死亡・移動・結婚・離婚の数で把握する。

### 浸水継続時間

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、浸水深0.5m以上が継続する時間を示したもの。

### Society 5.0

第5期科学技術基本計画において提唱される。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新しい社会を指す。

## た行

### 代表交通手段分担率

調査地域内で1日に生じた全トリップ（1つの目的を持った移動）数における、ある交通手段が代表交通手段であるトリ

ップ数の割合のこと。

### 地域拠点

商業・地域活動拠点・医療といった機能が比較的集積し、都市拠点と連携することによって、市民の日常生活を支える地域の拠点

### 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置された機関

### 地区計画

良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標に併せ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりしながら、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度（都市計画法第12条の5）。広義には、地区計画のほか防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画も含めた地区計画等の全体を指すこともある。

### デマンド型交通

予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

### 特定都市河川浸水被害対策法

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の

規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律

### **特別指定区域制度**

市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、市や地域のまちづくり団体が住民と協働し、土地利用計画を策定した場合に、市からの申出により県が市街化調整区域における建築許可要件の一部を緩和することで、計画に即したまちづくりを実現していくもの

### **都市機能**

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能のこと。

### **都市機能増進施設**

立地適正化計画での都市機能誘導区域内の誘導施設で、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

### **都市計画運用指針**

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているかなどについての原則的な考え方を示すもの

### **都市計画基礎調査**

都市計画に必要な事項に関する基礎資料として、都市の現況及び動向を把握する

ために実施するもの（都市計画法第6条第1項）

### **都市計画区域**

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。

### **都市計画マスタープラン**

長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。法定の都市計画マスタープランには都道府県の定める都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（区域マスタープラン：都市計画法第6条の2）と市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン：都市計画法第18条の2）の2つの種類がある。

### **都市構造**

自然環境や土地利用、積み重ねた社会資本等を基盤として、主要な都市機能の配置など都市の骨格的な構造を示すもの

### **都市のスポンジ化**

都市の内部において、空き家、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象

### **土砂災害防止法**

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの

### 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。イエローゾーンと呼ばれる（土砂災害防止法第7条）。

### 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。レッドゾーンと呼ばれる（土砂災害防止法第9条）。

### トリガー

拳銃の引き金の意味。転じて、一連の出来事のきっかけとなるもの。ある現象のけん引役となるもの

## な行

### 二次救急拠点病院

主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療のことを二次救急医療といい、その拠点となる病院のこと。

## は行

### パーソントリップ調査

「どのような人が」「いつ」「どこから」「どこへ」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」動いたのかについて調査し、人の一日の全ての動きを捉えるもの。その調査結果は、交通計画を検討するための基礎的なデータとして活用されている。

### ハザードエリア

地震や津波、洪水、土砂災害などの自然災害によって、大きな被害を受けるおそれのある地域のこと。

### ビジネスユース

業務用を使用すること。本計画では、ビジネスパーソンやクリエイターが地域に新たな価値を生み出す働き場としての使用のこと。

### P D C A サイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan) 実行し(Do) その評価(Check) に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のこと。民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられてきた方法で、近年では「行政評価」が盛んに導入されている。

## ま行

### モータリゼーション

英語で「動力化」「自動車化」を意味する言葉で、自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品となる現象。狭義では、自家用乗用車の普及という意味で言われることが多い。

### モビリティ・マネジメント

日常生活における移動について一人ひとりが考えることで、過度に自動車に依存した状態から、社会にも個人にも望ましい公共交通や自動車、徒歩等の多様な移動手段をかしこく利用する状態に、自発的な転換を促すコミュニケーションを中心とし

た取組

## や行

### 用途地域

建築物が無秩序に混在することを防ぐため、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めた、第1種低層住居専用地域など13種類の地域。用途地域ごとに適用する建築物の容積率、建ぺい率などを併せて都市計画に定める（都市計画法第8条、同9条）。

### 幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

## ら行

### 流域治水プロジェクト

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のことで、全国109の一級水系、約600の二級水系で策定・公表されている（R6.3末時点）。

### ロードサイド

国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿道で、通りに面していること。